

広域化に関する県の基本的な考え方について

水大気環境課

1 水道事業の広域化に対する県の基本的な考え方

- ・ 広域化（事業統合、経営の一体化）は、経営、運営基盤の強化や県民の水道サービス格差の是正に有効な方策として認識しており、県としてもこれを推進する必要があると考えている。
- ・ 県内の水道事業者においては、現在まで、地域の水道のあり方についての議論はそれほど深まっておらず、広域化についてのアンケートでも、「メリットデメリットが分からない」、「検討の場がない」、という回答が多く寄せられていることから（第1回検討委員会資料参考）、「広域化を考える機会」と「広域化に対する具体的イメージ」に欠けており、事業統合や経営の一体化と云った広域化はハードルが高い状況にある。
- ・ 国では、近隣の水道事業者間による広域化の検討を開始することから始め、設定した圏域ごとに地域の実情に応じた多様な連携形態を採用しながら、段階的に広域連携の水道事業者間での調整を進める方策を提示している。
- ・ 県としては、広域化の推進にあたり、当初から事業統合や経営の一体化と云った議論をするのではなく、手のつけやすい業務の共同化や資機材の共同購入などの、事業者間の連携も検討しながら、圏域の水道のあり方を描くことが望ましいと考える。

2 「圏域における広域連携の方向性」の記載事項

地域検討会の中で広域連携を強化していくことを主眼に、まずは取り掛かりとして「その地域でどのような連携ができそうなのか」の検討から始め、地域検討会での議論の到達点をビジョンに記載することとし、中間目標年度である平成33年度に向けて議論を深めていく。

※広域化に係る交付金の申請期限は平成35年とされている。